

第328回山形県内水面漁場管理委員会 議事録

1 日 時 令和3年9月13日（月）13時30分～14時15分

2 場 所 山形県庁 講堂
オンライン開催（Zoom使用）

3 出席者

会長	國方敬司			
会長代理	島軒治夫			
委員	鈴木春男	大場一昭	高橋光明	
	五十嵐秀樹	鈴木正	津藤真知子	
	今野亘	山口芳彦		

4 臨席者

山形県内水面漁業協同組合連合会	参事	桂和彦
山形県農林水産部水産振興課	水産成長産業化幹事	佐藤年彦
山形県内水面水産研究所	所長	本登涉
山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課	課長	加賀山祐

5 事務局

山形県内水面漁場管理委員会 事務局	事務局長	小林克靖
〃	事務局次長	石井正志
〃	書記	渡邊洋子
〃	書記	野口大悟
〃	書記	保科圭佑

6 開会・会長あいさつ

事務局次長 (石井補佐)	第328回山形県内水面漁場管理委員会を開会いたします。 本日は、10名の委員全員の出席をいただいております、「山形県内水面漁場管理委員会規程」第7条に定める定足数を満たしていることを報告します。 それではまず、國方会長からごあいさつをいただきたいと思います。
議長 (國方会長)	本日は、お忙しいところ第328回山形県内水面漁場管理委員会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。 本日の委員会では、「第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可」、「令和4年度全国内水面漁場管理委員会連合会による中央省庁への提案項目について」の2議案について審議を行う予定です。議事進行に御協力をどうぞよろ

	しくお願いします。
7 議事録署名委員の選出	
議長	では、次第に従いまして、私から議事録署名委員を指名させていただいてよろしいですか。
委員	(異議なしの声)
議長	それでは、第328回委員会の議事録署名委員は、高橋委員と津藤委員にお願いします。
8 報告事項	
	【報告事項1】
議長	<p>次第の「3 報告事項」です。</p> <p>報告事項1は「令和3年度全国内水面漁場管理委員会連合会による中央省庁への提案活動結果について」です。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (渡邊書記)	<p>《資料に基づき説明》</p> <p>令和3年度全国内水連漁場管理委員会連合会による中央省庁への提案行動結果について、全内漁管連より通知ありましたので、報告いたします。</p> <p>資料1ページを御覧ください。令和3年度の提案項目は、5月31日に書面により開催された全内漁管連通常総会において議決されたものです。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、提案行動につきましても、今年度は書面にて実施となりました。7月5日付けで関係省庁への提案行動を実施したとのことです。</p> <p>提案項目は例年同様であり、「外来魚対策について」(P2～)、「魚病対策について」(P5～)、「鳥類による食害対策について」(P9～)、「河川湖沼環境の保全及び啓発について」(P11～)、「放射性物質による汚染対策について」(P17～)、「ウナギの資源回復について」(P20～)、「内水面漁場管理委員会制度の堅持について」(P23～)の7項目です。</p> <p>提案した内容に対し、農林水産省、水産庁、環境省、国土交通省、文部科学省などからの回答がありましたが、ここでは説明を省略いたします。御一読いただき、第2号議案「令和4年度全内漁管連による中央省庁への提案項目について」の参考にしていただければと思います。この提案行動結果につきましては、県庁の関係各課に情報提供して参ります。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長	ただいま事務局から説明がありましたことについて、御意見、御質問等はございませんでしょうか。
	(質疑なし)

議長	ないようでしたら、次に移ります。
	【第1号議案】
議長	議事に入ります。第1号議案「第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可について」（諮問）を議題に供します。 これは、県南漁協に係るものです。
議長	県南漁協は、島軒委員が利害関係人にあたることとなります。よって「山形県内水面漁場管理委員会規程」第10条の規定により議事に参与できないため、島軒委員には一時退席をお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。
	(島軒委員 一時退席)
議長	本議案について、事務局から説明をお願いします。
事務局 (保科書記)	<p>《資料に基づき説明》</p> <p>資料の24ページを御覧ください。 このたび、県南漁協より遊漁規則の変更認可申請があり、県知事より諮問がありましたので読み上げます。(読み上げ)</p> <p>資料の26ページを御覧ください。 漁業法の遊漁規則に関する部分を抜粋したものです。 漁業法第170条第3項の規定により、遊漁規則を変更するにあたっては知事の認可が必要とされております。第4項では、認可申請があったときは内水面漁場管理委員会の意見を聞かなければならないとされており、この規定に基づいてこの度、知事から諮問があったものです。 また、第5項の規定において、知事は「遊漁を不当に制限するものではないこと」、「遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること」の2点に該当するときは認可しなければならないとされているため、この2点に該当するか意見をお聞きするものです。 続いて、資料の27ページを御覧ください。 遊漁規則に関する資料です。一番下のフロー図を御覧ください。漁協の総代会での議決を経た変更認可申請書が県に提出されており、本日の内水面漁場管理委員会での諮問に対する審議の結果を県に答申します。答申内容が、遊漁を不当に制限するものでなく、また遊漁料の額が増殖及び管理の費用に比して妥当であると認められるものであれば、漁協に変更の認可を行うという流れになります。</p> <p>それでは、諮問第239号県南漁協の変更内容について説明させていただきます。 資料の28ページを御覧ください。</p> <p>変更申請の内容は2つあります。</p>

1つ目は、さくらますの遊漁期間を変更するものです。表に記載のとおり、3月1日から8月31日までとされていたところを、4月1日から8月31日までと解禁をひと月遅らせる内容です。2つ目は、遊漁料につきまして、新たにわかさぎ単独の1日券を設定するとともに、わかさぎの1日遊漁料のみ現場加算を行わないこととするものです。わかさぎの遊漁料はこれまで1,000円でしたので、200円の値上げとなります。年券については、変更はありません。

1つめの変更の理由としましては、3月はさくらますの遡上が殆どない実態であること、4月1日解禁のいわなや、やまめを誤って釣られてしまうことを防ぐため、解禁日をいわな、やまめと同日の4月1日へ変更するものです。2つめの変更の理由ですが、わかさぎ1日券の設定については、わかさぎ卵の放流数を今後増やしていくために、わかさぎの1日遊漁料を値上げし、放流経費の確保を図るためです。また、わかさぎ1日券のみ現場加算を廃止するのは、漁業監視員から、わかさぎ遊漁券の現地販売において現地購入者とのトラブルが多いとの声が多く挙がっていることを受け、現地でトラブルなく遊漁券を販売できるようにするため、今回変更の申請があったものです。

資料の30ページを御覧ください。

わかさぎの1日券の値上げ及び現場加算の廃止による、組合の収入見込みについて説明させていただきます。

左上の表を御覧ください。これは、現行のわかさぎ遊漁料における収入を試算したものです。店売りの場合、遊漁料1,000円のうち、500円が販売店手数料となり、組合には500円が入ります。現場売りの場合は、現場加算500円込で1,000円が現場監視員の収入となり、500円が組合の収入になります。組合の収入は店売り、現場売りでも500円が変わりありません。組合によれば、売上の割合は店売りが9割、現場売りが1割とのことでして、組合の収入は約10万円と試算されます。

次に、右の表を御覧ください。こちらは、今回の変更を行った場合の収入を試算したものです。店売りの遊漁料が1,200円となったことで、組合の収入が700円となります。販売店手数料は500円と据え置きですが、こちらは販売店の理解を得ているとのことでした。現場売りについては、現場加算の廃止により、現場監視員収入が700円となり、500円が組合の収入になります。店売り9割、現場売り1割で試算すると、組合の収入は約13万6千円となり、遊漁規則変更前と変更後における増収額は、差引で約3万6千円と見込まれます。

この増収額については、わかさぎ卵の放流経費に充てるとのことです。放流数を100万粒増やすのに必要な費用は約2万5千円であるため、今回の改正を行うことによる増収によって、放流数を増やすことが可能となる見込みです。現場加算の廃止については、資料の一番下に記載しておりますが、現地購入者とのトラブル発生が多く、漁業監視員から強い要望があったためです。店売りと同額にすることで、現場でもトラブルなく販売できるようにしたいとの組合の意向です。

次に、資料の36ページを御覧ください。

	<p>こちらは、今回の変更内容が遊漁料の値上げを伴うものであることから、組合において遊漁者等への事前周知を行った結果報告になります。漁協ホームページへ6月24日から現在に至るまで掲載しているほか、釣具店へFAXによる周知を実施し、9月1日時点において遊漁者等から意見や問い合わせはなく、釣具店からは協力的な意見があったとのことです。</p> <p>なお、資料の32ページから59ページまでは県南漁協からの認可申請書の写しを添付しております。</p> <p>以上が、第1号議案の説明となります。内容については、遊漁を不当に制限するものではなく、値上げによる増収は、わかさぎ卵の放流経費に充てるとしており、使途が明確であることから、資料31ページのとおり、変更を認める答申案としております。</p> <p>御審議いただき、御異議なければ、このとおり知事あて答申したいと考えております。御審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありましたことについて、御意見、御質問をたまわりたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
大場委員	<p>遊漁期間の変更については意義ありませんが、28ページの一番下に記載あるように現地購入者とのトラブルが多いということですが、トラブルの内容について参考まで教えてください。</p>
事務局 (保科書記)	<p>現地でのトラブルの内容についてですが、遊漁券を購入せず釣りをしている方に現場で販売しようとしても、もう止めると言って途中で帰ってしまう方がいたり、なぜ500円も多く払わなければならないのか、と不満を言う方がいたり、トラブルに繋がることが多いと漁協から聞いております。</p>
大場委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>他にございませんでしょうか。</p>
議長	<p>ないようでしたら、採決に入ります。</p> <p>第1号議案について、案のとおり答申することとしてよろしいですか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認め、答申案のとおり答申することとします。なお、答申文の字句の修正等については私に御一任願います。次に移ります。</p>
	<p>(島軒委員 席にもどる)</p>
	<p>【第2号議案】</p>
議長	<p>第2号議案として、「令和4年度 全国内水面漁場管理委員会連合会による中央省庁への提案項目について」(協議)を議題に供します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《資料に基づき説明》</p>

(渡邊書記)

資料 65 ページを御覧ください。

まず、東日本ブロック協議会までのスケジュールと進め方について、事務局案を説明いたします。

全内漁管連による中央省庁への提案活動は毎年実施しているものですが、まず、全内漁管連の漁場管理対策検討会が作成した素案に対して、各県の内水面漁場管理委員会が意見を出し、各地区のブロック協議会で諮ることになります。

例年ですと、8月下旬頃に全内漁管連事務局から素案が送付されているのですが、今年度は新型コロナウイルスへ感染症への対応などにより会議の日程が遅れており、素案の送付も遅れております。

全内漁管連事務局より素案が送付されましたら、委員の皆様へ意見照会文書を送付させていただきます。意見の回答とりまとめは、東日本ブロック協議会の方の締め切りにあわせてとなりますので、9月下旬かもう少し後になるかと思えます。回答期限までが短くなってしまいかもかもしれませんが、案に対する御意見や追加項目の要望があればお願いします。

本来は、依頼から期間をおいて再び委員会を招集し、御意見を集約、調整すべきところですが、そのいとまがないため、委員各位から御意見がありましたら、会長と事務局とで調整し、山形県内水面漁場管理委員会の意見として、東日本ブロック協議会へ提出したいと思えます。

なお、東ブロック協議会については、10～11月に東京都で開催の予定でしたが、今年度は新型コロナウイルス感染への対応としまして、書面での開催となりました。

これまでの提案項目は、外来魚対策について、魚病対策について、鳥類による食害対策について、河川湖沼環境の保全及び啓発について、放射性物質による汚染対策について、ウナギの資源回復について、内水面漁場管理委員会制度の堅持について、の7項目となっております。令和3年度の提案項目及び中央省庁からの回答について、報告事項の資料のとおりですので、令和4年度の提案項目を検討する際の参考にしてください。

次に、令和2年度東日本ブロック協議会提案項目の取扱いについて、事務局案を説明します。

昨年度、東日本ブロック協議会へ本県委員会より提案した事項については、各委員会の意見が一致せず、対面で議論できない状況ではブロックとして十分な検討ができなかったため、令和3年度のブロック会議へ持ち越すこととなっております。

しかし、令和3年度東日本ブロック協議会についても、昨年同様書面開催となりました。そのため、今回再提案はせず、来年度以降に再提案し、対面での会議で検討を行いたいと思えます。

昨年度の提案項目の内容について、66ページに載せております。

問題となっているのは、ブラックバスやスズキなど漁業権対象外の魚種を目的とした遊漁者の遊漁料の納付についてです。

ほとんどの遊漁行為には混獲の可能性がありますので、漁業権対象外の魚種を目的とした遊漁者には、遊漁証の購入を「お願い」しているのが実情で

	<p>す。</p> <p>そして、遊漁料をお願いするときのトラブルや、公平性に問題があるとの遊漁者からの苦情、漁業権魚種以外を釣っていると主張して遊漁料を免れようとするなど、現場では漁業監視上の問題が生じています。</p> <p>そこで、ほとんどの遊漁行為には混獲の可能性があるため、「その遊漁行為が混獲の可能性を否定できないのであれば、遊漁料を納付させることができる」と明確な解釈に変更してもらいたいという要望を提案しました。</p> <p>昨年度の東日本ブロック協議会で、各委員会から出された意見を、67～68ページに載せております。</p> <p>岩手県、宮城県、秋田県、東京都など、同様の問題を抱えており、実際の現場で対応に苦慮している課題であるということが共有できたと思います。</p> <p>一方で、北海道の「遊漁への不当な制限ととらえられる側面がある」という意見、神奈川県「解釈の変更は範囲を拡大し過ぎることになる」という意見もありました。</p> <p>提案項目として追加するには、ブロック内でも十分な検討が必要であると考えられるため、来年度以降の東日本ブロック協議会で検討を行いたいと考えております。説明は以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありましたことについて、御意見、御質問はありませんか。</p>
山口委員	<p>対面の会議でないと議論が出来ないとのことだったのですが、提案すること自体は問題ないのではないのでしょうか。毎年、提案していれば、その次の年あたりでも通りやすくなるのではないのでしょうか。今年も提案してはどうかと思うのですが。</p>
議長	<p>私の考えですが、きちんとした議論が出来ないところで提案しても、他県としては「また出してきたんだ」くらいの受け止めしかされないのではないかと、いうところを危惧しています。他の県の皆さんと対面で議論が出来る状況で提出した方が、効果的だと私は判断したところです。きちんと議論が出来るところできちんと提案として有効なものを出した方がいいと私自身は考えたところです。ただ、山口委員の意見ももったもな点があります。他の委員はいかがでしょう。</p>
山口委員	<p>別紙を見ると、反対なのは北海道と神奈川県という感じに見えるのですが、例えば個別に山形県から北海道の事務局にお話するという事で、提案を通すというやり方はないのでしょうか。</p>
議長	<p>北海道、神奈川だけでなく、群馬県は再検討としており、やはり色々議論しないと、理解してもらえないのではないかと考えています。東京都にしてももう少し議論が必要との判断ですし、そういう意味で實際上、賛成していただいているところもあれば、重要ではあるけどもこのままでは出せないという御判断のところも多いものですから、やはり対面で議論した方が御理解い</p>

	ただけらと思つてゐるところです。どういふ工夫をすれば提案として受け入れてもらえるかといふことを考へていく上では、対面でないといふ若干難しいのではないかといふ判断です。
山口委員	東日本ブロックの会議について、今年度は書面開催といふことだったのですが、WEBでは出来ないのでしょうか。
議長	これは我々だけでなく、他のブロック全体の意見が決まらないと、リモートでやれるかどうか決めれないと思ひますが、事務局としてはいかがですか。
事務局 (渡邊書記)	リモート開催についても検討したと聞いておりますが、環境を整えたりすることが難しいといふことで、今回は書面開催に決定されたといふ経過があります。
議長	山口委員がおっしゃることもごもつともだと思つてゐます。ただ、現実的には対面でないといふ御理解いただけないし、私どもの提案で足りないところ、もう一工夫した方がいいといふところなど、意見をいただくために、対面の方がいいのではないかといふことで、こゝういふ判断をしました。他の委員はどうでしょうか。
今野委員	全内漁管連の提案項目につきましては、はっきり言つて全国内水面漁業協同組合連合会(以下「全内漁連」)並みの項目です。水産庁や環境省の予算獲得のために、内水面漁場管理委員会連合会が項目を提出してそのバックアップをするよゝうな話なら別なのですが、本来ならば全内漁連の皆さん方が旗を振つて、こゝういふ内容を省庁に陳情するのが当たり前なんです。その中であつて、山形県が出したこゝういふ提案といふのは、非常に漁場管理委員会にマッチした提案であつて、非常にいいことだと思つて私は見ております。会長がおっしゃるよゝうに、実際に対面で意見交換しなければ、神奈川県など2〜3の県が慎重にと言つてゐるわけですが、その他の県は皆賛成なんですよ。何十年も前から危惧してゐた内容を提案として出してるわけですから、これはもう本当に対面で議論ができる時期を考へた上で、もう一度出すべきだと思つております。
議長	他の委員はいかがでしょう。
	(質疑なし)
議長	ないよゝうでしたら、採決に入ります。 第2号議案について、事務局案のとおり進めることとしてよろしいですか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしと認め、事務局案のとおり進めることとします。

	それでは次に移ります。
10 その他	
議長	次第の「5 その他」です。 委員の皆様から何かございますか。
議長	事務局や県からは何かありませんか。
事務局 (渡邊書記)	事務局の方から1点連絡があります。令和3年度全内漁管連研修の中止について連絡がありました。令和3年度の研修会につきましては、兵庫県が事務局となり、開催準備を進めていたところですが、会場となる東京都を含む首都圏での新型コロナウイルス感染症の感染状況及び人流抑制の観点から、中止することになったと連絡がありましたので、御報告いたします。
議長	そのほか、何かございますか。
議長	ないようでしたら、これで本日の議長を辞させていただきます。議事進行にあたり、皆様から御協力をいただき誠にありがとうございました。
11 閉会	
事務局次長 (石井補佐)	國方会長、ありがとうございました。 次回の委員会開催について申し上げます。次回は12月中旬で調整させていただきますと思います。 以上をもちまして、第328回山形県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。皆様、大変お疲れさまでした。